『給与支払報告書』

提出は一月三十一日までに

1 提出先

受給者の**昭和六十年一月一日現在**居住する市町村長あてそれぞれ提出して下さい。

2 提出数

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、総括表（薄茶刷）1組（2枚）と、個人明細書（緑刷）一人につき二枚を提出して下さい。

なお支払金額が法人役員一五〇万円、一般の受給者五〇〇万円を超える方等については、オレンジと緑刷の個人別明細書を使用して下さい。

給与の収入金額が一五〇〇万円を超える方については年末調整は不要となっていますが、給与支払報告書の提出は必要です。

年の中途退職者及び就職についても、必ず作成の上該当市町村に提出して下さい。

3 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

(1) 昭和六十年一月一日現在の**住所をよく確かめて**から記入して下さい。

(2) 受給者氏名には必ず**フリガナ**をつけて下さい。

(3) 受給者の生年月日は忘れずに記入して下さい。

(4) この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いて下さい。

「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関して、事業主から給料をもらっている方で、この給料以外には全く収入がない人は、事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。

(1) 病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする方。

(2) 災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする方。

(3) 住宅を新築して、住宅ローン控除を受けようとする方。

などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意下さい。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれのないようにすべての従業員の都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出して下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。

所得税・住民税の申告準備を!!

昭和五十九年分の所得税の確定申告と六十年度の住民税の申告は、例年のとおり来る二月十六日から三月十五日までの間に行っていただきます。

この申告をなさる方は、すでに五十九年中の収入金額や経費などについての決算はおすみでしょうか。

白色申告者などでまだ申告できるまでに帳簿類の整理ができていない方は、早めにご準備願います。

なお、ことしの住民税の申告相談の日程等につきましては、二月号の広報で詳しくお知らせします。

譲渡所得の「お尋ね」お早めに！

土地や建物を売った利益（譲渡所得）に対して、所得税等がかかります。

昨年中に土地・建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署より送付されますので、関係書類等を持参のうえ市役所税務課まで提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくことになります。

『償却資産』の申告

償却資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は一月三十一日(木)までとなっていますが、わすれずに提出して下さい。

なお、用紙のない方は税務課へ請求して下さい。

パートと税金

「子供にも手がかからなくなったし、パートに出て働きたい」という主婦がますます増えています。

パートタイマーの税金はどうなっているでしょうか。主婦が外に出て働いた場合、所得33万円、年収に換算しますと90万円までなら、主婦自身にも所得税が課税されませんし、夫の所得から配偶者控除を差し引くことができます。

90万円を超えますと、夫の所得税が高くなり、夫婦合わせた手取り金額が、かえって低くなることもありますので注意が必要です。

90万円をわずかに超える程度の収入であれば、90万円以内におさえることも生活の知恵です。

税金についてのお問い合わせは税務課（☎三―一一一一内線二五一）へ。